

発行所(郵便番号100)  
東京都千代田区丸の内2-4-1  
丸の内ビルディング781号室  
社団法人スウェーデン社会研究所  
Tel (212) 4007・1447  
編集責任者 高須裕三  
印刷所 関東図書株式会社  
定価100円(年間購読料千円)  
1973年6月25日発行  
第5巻第6号  
(毎月1回25日発行)  
昭和44年12月23日第3種郵便物認可

# スウェーデン社会研究月報

Bulletin Vol. 5 No. 6

Japanska Institutet För Svensk Samhällsforskning  
(The Japanese Institute for Social Studies on Sweden)  
Marunouchi-Bldg., No. 781. Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan

## スウェーデンの新憲法提案 —象徴的国王制へ—

The Proposal of a New Constitution  
—to a Symbolic King System—

常務理事 高須裕三

Prof. Yuzo Takasu



スウェーデン国会議場

スウェーデンでは政府によって新しい憲法草案が提案され、きたるべき9月16日の総選挙までの間に展開される論争の主要な対象の一つとなっている。すでに諸政党によって論議され妥協の線が成立して、この草案の中に織込まれた箇条もある。

現行憲法は1809年に制定されたものであるが、当時僅か6週間で急造されたといわれる。しかしその時以後、164年間、立派に存続してきた。今回の新草案は、従来の「近代的」性格を「現代化」し、進歩に即応するための委員会による19年間の研究の結果である。

「スウェーデンにおけるすべての公権力は国民から出発する」という文章で冒頭を飾るこの新憲法草案は、政治の形式を「代議制議会民主主義」

として再確認している。しかし、現行憲法の下では国王の手に委ねられている幾つかの政治上の諸決定を、新草案では、すべて民主主義体制下に限定的にはめこんで、国王の権能を「象徴」的なものに転換し、この線はすでに国会で同意済みのものである。(この王権象徴化の線は、略言すれば、戦前の「大日本帝国憲法」から戦後の「日本国憲法」への転換に相似ている。)

現行憲法下での国王の政治的権能は、第1に、すべての法案および政令案への署名、第2に、首相および他の諸大臣の任命であるが、将来はこれらの権能は国会議長の手に移るものと予想される。これらの現行憲法下の国王の権能は、新憲法が成立しても、現在の国王存命中は変化なきものと諒解されている。

国王の行事と関連あることとして、勲章授与があるが、現国王の御代が終れば、スウェーデン国民にはこれを与えないこととする方針で国会内は

### No. 6 目次

- スウェーデンの新憲法提案……………高須裕三…1
- 所得分配平等化をめぐる問題……………丸尾直美…2
- 日本語に翻訳された
- カールフェルト……………小野寺百合子…5
- スウェーデンの基礎学校の
- ための新学習指導要領(2)…荒井冽…6
- スウェーデンの老人福祉について…戸川佳和…8

同意済みである（外国人には存続の予定）。30年勤続の公務員は、勲章に代えて懐中時計を受けることになるはずである。

草案に見られるその他の改革点としては、国民の選挙権を20歳から18歳に下げたこと。新国会は総選挙の日以後15日以内（現行は4か月以内）に召集されること。国会の定例公式開会は10月（現行は1月）となったこと。行政上の諸決定は首相を議長とする閣議において（現行は枢密院において国王司会の下に開かれる週例会議において）行

なわれることとなる。そのほかに被用者の経営参加の一か条が抽象的表現ではあるが挿入されることとなった。これは画期的なことといわれている。

新憲法案が、実効をうるには、間に総選挙をばさんで2期連続して国会の承認をうることが条件の一つとされる。それゆえこの案が発効するのは、早くとも1976年の10月以後のことである。（総選挙は1970, 1973, 1976……と3年毎に9月第3日曜に行なわれるのを原則とする）。

（終）

## 所得分配平等化をめぐる問題

Problems on Equalization of Income Distribution

理事 丸尾直美  
Prof. Naomi Maruo

このところ福祉国家スウェーデンにたいする様々な批判が目立つ。

出る釘は打たれるというたとえのように、一人当たりGNPと所得でアメリカと並んで世界一を誇るスウェーデンが批判の対象となりやすいのは当然ともいえるが、スウェーデン国内でもこれまでの経済社会政策への批判が目立つようになった。

その一つの原因は、「20年来の停滞」(OECD, Sweden 1972, p. 5による)にインフレが加わったいわゆるスタグフレーションにある。このスタグフレーションのため、国民の実質所得の伸びは僅かであったが、その上に、税および社会保険掛金の負担が高まった。それゆえ、1968年から1972年にかけて、勤労者の税引後の実質所得はかえって低下さえした。（第1図参照）このことが近年、政府の政策への国民の不満と批判を高めた要因として働いていると思われる。

これを資源配分(allocation)をめぐる問題とすれば、もう一つの経済問題は所得分配 (income distribution) をめぐる問題である。

### スウェーデンの所得分布と労働分配率

スウェーデンの所得分布が日本と比べて極めて平等的であることは、本所報ですでに述べたとおりである。スウェーデンの最高所得者25人の税引前平均所得は1971年で8,070万円（1971年の公定

為替レート、1クローネ64円で換算）、最高は約1億5,500万円（税引後所得では3,555万円）のヤコブ・ワーレンベリィ氏であった。日本のこれに見合う数字はそれぞれ、10億3,920万円（1972年には10億3,798万円）と約39億円（1972年には約14億2,700万円）であった。他方、1971年の平均賃金（年額）は日本102万円、スウェーデン約206万円であるから、日本の場合、

最高所得者25人の平均所得  
平均賃金

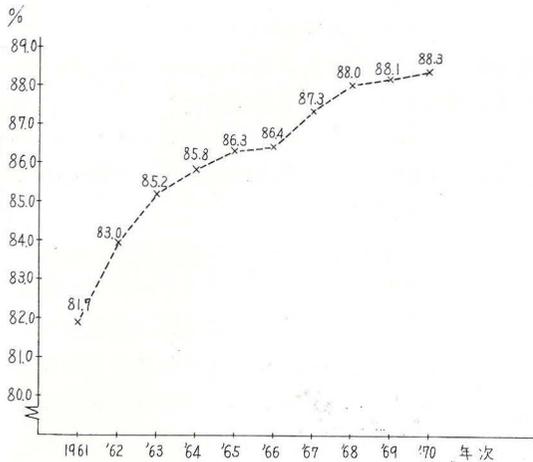
の倍率は1971年に101.7倍、1972年には880倍であった。これにみあうスウェーデンの数字は1971年に約39倍であった。所得税税引後でみると、約16倍ほどと推定される。

より一般的に所得分布を比べるには、ローレンツ曲線、パレート係数、ジニ係数などを用いて比較できるが、内藤英憲教授はパレート係数による日瑞の所得分布の比較を試みられ、その結果パレート係数（高いほど平等分布）は日本1.43（1970年の申告所得による）にたいしてスウェーデン2.88で、スウェーデンの所得分布が総体的にみても平等的であることを確認されている。（内藤英憲稿『スウェーデンの消費者運動』経済集誌第42巻第3号別冊所載参照）

所得分配をみる指標として労働所得対資本所得の相対的分前もよく用いられる。労働分配率

( $\frac{\text{労働所得}}{\text{労働所得}+\text{資本所得}}$ )が相対的分前を示す指標として通常、用いられるが、比較しやすい製造業について主要国の1969年の労働分配率をみると、次のとおりであり、スウェーデンの値は高い。労働分配率は資本係数とか経済成長率に左右されるところが大きいので、確たることはいえないが、一応、労働分配率が高いことは労働者の相対的地位の高いことを示すと解される。

第1図 スウェーデンの労働分配率※の動向



※この場合の労働分配率＝

$$\frac{\text{雇用者所得}}{\text{雇用者所得}+\text{法人所得}+\text{個人財産所得}} \times 100$$

資料出所：OECD. Economic Survey ; Sweden, 1972, Statistical Annex Table Dより算出

第1表 主要国の製造業の労働分配率

日本	32.2	アメリカ	46.5
イギリス	50.3	西ドイツ	42.2
フランス (1966年)	34.8	イタリア	39.1
スウェーデン	52.6		

ILO統計による。

また、時系列的にみても、スウェーデンでは労働所得の資本所得にたいする比率はこの10年ばかりかなり顕著に増加してきた。第1図は、全国レベルでの労働所得の相対的分前をみるために一種の労働分配率

( $\frac{\text{雇用者所得}}{\text{雇用者所得}+\text{法人所得}+\text{個人財産所得}}$ )をみたものであるが、この図は、労働分配率が1961年の81.9%から1970年の88.3%へとかなり大きく上昇したことを示している。この意味での労働分配率

も、経済成長や資本係数のほか、公的部門の比重などによっても影響されるので、必ずしも平等化の指標とはならないが、少なくとも利潤等の資本所得が相対的に圧迫され、労働所得の分前が拡大したことは確認される。

### 賃金格差と労使の所得格差

スウェーデンでは各種の賃金格差と、労働者対経営者の所得格差も縮小してきた。

スウェーデンでは、万年与党の社会民主党政府が平等化運動を推進し、賃金労働者の90%以上を組織する中央労組(LO)の連帯(公正)賃金政策と相まって平等化を進めてきた。ことに労働分配率の引き上げおよび賃金格差の縮小と、社会保障等の福祉政策による所得再分配は進行した。

ところが近年になって平等化運動への抵抗が俄かに表面化してきた。数年前に起こった上級公務員や鉱山労働者のストライキの一つの原因は実は、平等化の要求ではなくて、ある意味では平等化への抵抗でもあったのである。つまりLOの連帯賃金政策と累進課税のために、税引後の可処分所得が、一般の賃金労働者とあまり違わなくなった高給公務員と、産业内での最高賃金グループである鉱山労働者が、自分達の相対的高賃金を取り戻そうとしてストライキに訴えたという面もあったのであった。

一方、経営者も自分達の税引後の可処分所得はヨーロッパ水準以下になったことに不満を持っている。スウェーデンの賃金はヨーロッパなのに、経営者の税引後の可処分所得はヨーロッパ並み以下ではないか。経営者はこう不満を訴える。事実、ヨーロッパの経営者の税引後の可処分所得を比べてみると、第2表のとおりであり、たしかにここに比べた主要ヨーロッパ諸国の経営者の中で最も低いし、日本の大企業の経営者よりも低い。第2表にみるように、1972年にスウェーデンの従業員750~1,000人の大企業の社長の年報酬は約489万4,800円(1973年の市場為替レート1クローネ=60円で換算)であった。

一方、賃金(賃金労働者の全産業平均)はヨーロッパで1972年に税引前で年間206万円(1クローネ60円で換算)、税引後でも約125万円ほどと推定されるので、社長の税引後給与は、労働者の税引後賃金の約4倍である。この格差は共産圏国のソ連よりも小さいといえる。

第2表 ヨーロッパの社長と副社長の税引後の年間給与  
(750~1,000人の企業)  
(単位 スウェーデンクローネ, 現在の市場価格で1クローネは約60円)

	社 長	副 社 長
ベルギー	142,848	110,122
フランス	190,262	152,770
西ドイツ	159,917	117,317
オランダ	109,363	95,462
スイス	179,539	129,538
イギリス	125,827	108,413
デンマーク	95,575	72,112
フィンランド	98,384	72,145
ノルウェー	82,227	65,570
スウェーデン	81,580 (489万4,800円)	63,635 (381万8,100円)

(出所) Veckans Affärer, 29 mars 1973

### 税・社会保険掛金の負担と可処分所得

スウェーデンは、平等化効果の大きい福祉政策でも知られているが、ここにも行き詰りが問題となっている。スウェーデンでは社会保障費が既にGNPの16%ほどに達しており、公的支出と社会保障をまかなうための租税と社会保険掛金の総計の対GNP比は45%前後に達している。しかも、ここ10数年この比率は漸増傾向をとってきたので、

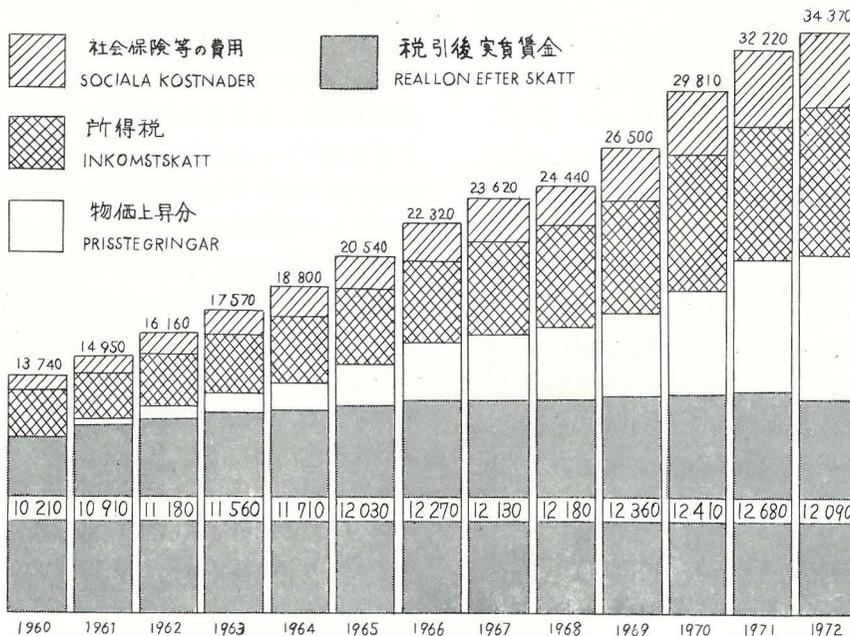
税引前の名目所得は増えても、税引後の実質賃金はあまり上昇しなかった。たとえば賃金をみても、1960年から1972年にかけて税引後の名目賃金では約2.5倍に増えているが、インフレによる減価分と税金とを控除した実質可処分所得はその間、18.4%しか上昇していない(Dagens Nyheter, 6 april 1973 第1図参照) 同じ期間に日本では税引前名目賃金が4.04倍、実質賃金でも2.1倍(税引後でも2倍弱)上昇したことを考えると、スウェーデンの労働者の実質可処分所得の増加がいかにかつ小かったかがわかる。

日本では福祉への資源配分が過小なことと、所得分配の不平等が目立つために国民の間に広汎な不満が見られるが、幾分誇張的にいえば、スウェーデンでは福祉への資源配分の傾斜と所得分配の平等化を急速に進めすぎたがために、不満が生じている面があるともいえる。

しかし、労働分配率が低くて福祉政策の発展も遅れている現段階の日本で、スウェーデンの経験をみて、分配平等化政策や福祉政策の推進をちゅうちよするのは、「熱ものにこりる前からなますを吹く」感がしないでもない。(本稿の資料に関しては Håkan Hedberg 氏に負うところが大きい。)

第2図 スウェーデンの労働者の名目平均賃金と税引後の純実質賃金の動向

(単位クローネ)



(出所) Dagens Nyheter, 6 april 1973

# 日本語に翻訳されたカールフェルト

Karlfeldt i japansk översättning. Dikter presenterade  
av Prof. Nishida.

評議員 小野寺 百合子  
Yuriko Onodera

昨年の9月26日、スウェーデン社会研究所は、ストックホルム王立図書館司書ベルゴムラーソン女史の訪問を受けた。女史は1932年5月9日(月)付の『スウェンスカ・ダーグブラーデット』新聞記事のコピーを持って来られた。以下、その記事を要訳すると、

日本語に翻訳されたカールフェルト

西田教授によって紹介された詩

カールフェルトは決して老いることのない詩人のひとりである。

(この次に全く正しい日本語の活字で、しかも

縦書で詩が四行出ている。)

フリドーリンが踊る

おいしい酒をたらふく飲んで

畑の穀物 葡萄の汁を澤山積んで

響くワルツのメロディーに酔うて

これはカールフェルトの「収穫のあとの歌」のうちの最初の四行を日本語にしたものであって、日本の西田教授が、著名な文学雑誌「ショウフウ」の最近号に載せたものである。これは有力なるスウェーデン紹介である。

日本の詩には韻がなく、それでいて西欧風の気分を出す——それは全然異種のアクセントを持つ言語では不可能なことだ。だから西田教授は現代風な自由詩の形で、この詩を書いた。……

……ヨーロッパの言語から文学を翻訳するものにとって、闘わなければならない多くの困難がある。西田教授は考えられる限り最高度にこれらの困難を克服したと思われる。というのは、彼はスウェーデンをよく知り、スウェーデン文学をよく知っていたからである。彼は台湾に住むドイツ語の教授であるが、ストリンドベリイに興味を持ちスウェーデン語を勉強した。日本にはストリンドベリイの通やファンがたくさんいるが、みな他のヨーロッパ語になったストリンドベリイで研究したものである。西田は原著でストリンドベリイを読んだ只一人の日本人であろう。彼の熱意はつい

に彼にスウェーデン滞在をさせることになった。そしていま彼の関心はカールフェルトに進展したのである。

西田教授がスウェーデン語の原著から訳したカールフェルトの作品は「収穫のあとの歌」ばかりではなく、他にもいくつかあり、彼の人物を浮き彫りにする短詩にも及んでいる。カールフェルト研究についての西田教授の特色は、彼の論文の最後の言葉で表現されている。「北欧詩人の情熱的気質はフィヨルドの際にお花畑を持ってくるようなものである。目には美しいが、長く保たないのが普通だ。ところがカールフェルトの場合、彼の『野性と恋愛の歌』の中で出会う彼の情熱的気質は、最後の詩集『秋の角』までずっと引きつづき保たれている。『秋の角』は1927年、彼の60歳代のものである。彼は決して老いなかった詩人だ。」カールフェルトの写真が巻頭を飾っているこの日本の雑誌は、スウェーデン人の側から見て非常に興味のあるものである。

ベルゴムラーソン女史の話では、スウェーデン王立図書館が目下カールフェルトの伝記を編さん中で、この記事にある通り日本で初めてカールフェルトが紹介された事実をその中に入れたい、については西田教授について、また雑誌「ショウフウ」について調べてほしいということであった。女史は国会図書館にも行ったが手懸りはつかめなかったのである。

それが後になって、北欧文学の第一人者山室静氏によって解明された。西田教授とは、今の広島大学、当時の広島高等師範学校教授西田正一氏のことであり、昭和23、4年の頃、西田氏の逝去まで山室氏とは文通があったことがわかった。次いで山室氏が広島大学に問合わせて、「ショウフウ」は、台北大学校友会雑誌「翔風」であることがつきとめられた。

ベルゴムラーソン女史からの手紙には、当研究所に対する丁重な感謝と、台北までたどれたこ

とについての賞讃と、カールフェルト伝記の印刷の最後の瞬間に間に合った喜びとが書いてあった。

カールフェルト—Erik Axel Karlfeldt 1864

—1931—はスウェーデンの詩人で、ノーベル文学賞の受賞者であるが、生前は受賞を拒否し、死後受賞となった。彼のユーモアは天才的といわれ、彼はスウェーデンアカデミーで活躍した。

## スウェーデンの基礎学校のための 新学習指導要領 (2)

Curriculum for the Comprehensive School in Sweden

埼玉県立厚生専門学院 荒井 洸  
Saitama Welfare College Kiyoshi Arai

今回は、1970~71学年度より新たに使用されている基礎学校（わが国の小・中学校を一つにしたもの）向けの指導要領に述べられている、一般的な教育目標、指導方針といったものを紹介したわけだが、今回は、具体的にどのような教科がおかれているのか、さらにまた、教科の他に学校教育の内容としてはどのようなことが考えられているのか、そういったことを中心に書いてみようと思う。折しも、わが国においては、中央教育審議会の答申に対し、教育制度検討委員会が教育の階梯や教育課程の内容で対案を発表し、国全体の問題になろうとしているが、スウェーデンの採っているやり方を知ることが、何らかの参考になればと願っている。

### 基礎学校における教科

さて、スウェーデンの基礎学校は9年制であるが、それが3段階に分けられ、各々が一つの教育段階となっている。すなわち、Junior level（1~3年生）Middle level（4~5年生）Senior level（7~9年生）の3段階である。各段階に設置されている教科は、それぞれ次の表に示すようになっている。

Junior level	スウェーデン語
	数 学 英 語 音 楽 絵 画 ハンディクラフト 体 育 宗教に関する知識 地域社会に関する知識

Middle level	スウェーデン語 数 学 英 語 音 楽 絵 画 ハンディクラフト 体 育 宗教に関する知識 公 民 歴 史 地 理 自 然
	必須科目 スウェーデン語 タ イ プ 数 学 英 語 音 楽 絵 画 ハンディクラフト 家 庭 科 体 育 宗教に関する知識 公 民 地 理 歴 史 生 物 学 化 学 物 理 職業に関するオリエンテーション 選択科目 フランス語 ドイツ語 経 済 学 芸 術 自由科目

表に示した教科について若干の説明を加えておこう。まず、Junior levelにある8科目のうち英語とハンディクラフトの2科目は3年生から始めることになっており、その他はすべて1年生からである。外国語教育については、「国際性」を強調するスウェーデンらしく、以前は4年生から行っていた英語を現在は3年生から学習している。私がある学校を訪問して5年生の教室をのぞいた時、子供たちと英語でやりとりしたが、まったく堂に入ったものであった。また、街や職場で接した若い人たちの会話力は見事であったことをつけ加えておきたい。ハンディクラフトは3種類、すなわち木工、金属、織物から成っている。スウェーデンの街を歩いた人なら誰しも印象に残ったことと思うが、そこ、ここのショーウィンドウには実に見事な手作りの木製品や織物がならべられている。小学校の低学年から教科としてハンディクラフトが置かれ、「手作り」の教育が重視されていることをここで考え合わせてみたい。「近ごろの子供はナイフもまるで使えない！」とはわが国で近ごろよく聞かれる声だが、真剣に考えてみたいことである。宗教に関する知識は、宗教そのものあるいは宗教教育といったものではなく「知識」であることを記しておこう。Senior levelに見られる職業に関するオリエンテーションは基礎学校の最終学年である9年生に対して行なわれる。生徒1人につきまる2週間の期間をかけて、実際の職業の現場において職業についてのオリエンテーションを行なうことになっている。選択科目にある第二外国語は、日本式に言えば中学1年生から週3～4時間履習できるようになっていることも注目しておきたい。自由科目は、7、8、9年の各々に週2時間ずつ充てられており、その内容をどのようなものにするかは各地方にまかされているが、この時間は他の一般教科の補充のために使うべきでない旨記されている。

#### 各教科を通じて指導すべきことから

教科については以上見てきたわけだが、その他にこれらの教科の学習を通じて指導に留意すべき内容として次の9項目があげられている。

- 経済の問題
- 家族の問題
- 国際的問題
- 消 費

- 性の意義
- 環境保護
- 性的諸問題と共同生活
- 交通安全教育
- アルコール、薬品、たばこに関する指導

以上の項目から推して、現在のスウェーデンの社会が、子供たちにどのような教育をしようとしているのか、その傾向の一端を見ることができよう。それでは、これらのうちの主なものを取りあげ、もう少し詳しく掘り下げてみることにしよう。

○経済の問題……………「個人と社会にとって、労働の持つ価値と、その重要性を生徒が理解していくよう指導することは不可欠なことである」ということを前提として経済のメカニズムを指導するよう述べられている。そして、義務教育から大学までの完全な無償教育を例に取り、「生徒は様々な社会的な給付、たとえば教科書、教材、学校給食等々が無償で提供されているということは、結局は市民個人個人の負担によって支えられているということを理解しなければならない」としている。これは、現実の学校という生徒の生活の場から出発して福祉国家のメカニズムを理解させようという図式であり、現実を理解させていくことが、即ち生徒の社会性の陶冶につながるという、まことにあたりまえのやり方ではあるが、新鮮な印象を受けるのである。

○家族の問題……………「個人と個人の相互的なかわりあいに基礎をおく家族」を教育内容の1つのポイントとしていることは、スウェーデンとしては当然のことといえよう。日本においてスウェーデンが注目されている点は、その経済面、社会福祉面及び性的問題等々であるが、そういったものの根底にある人間観ともいべきものを理解していく1つの接近方法として「家族」というものを正面にたてて考えてみるのもかなり意義あることなのではないかと思われる。「社会的労働の分野、及び、社会一般において、両性間の平等を實現するためには、家族内において男性、女性が平等に家事、育児に責任を持つことが不可欠であることを認識しなければならない。」このような文を読むと紳士諸氏は「本当に？」といぶかるかもしれない。ただ、ここに1つつけ加えておくとすれば以前にも紹介したが、基礎学校では男女児童に、全く同じ作業、すなわち編み物、縫い物、木工、

料理等々を行なわせていること、Senior levelでは育児についても学習させていることである。実際、私自身、教室で男の子が編み物をしているのを見てびっくりしてしまったことを思い出すのである。

○国際的問題……………「幅広い、豊かな認識力を獲得していくためには、他の国々のさまざまなものの見方、文化の価値を理解するように努めるべき」であり、「一面的な見解ではなく、バランスのとれた全面的な情報を子供たちに提供していかねばならない」という基本的な立場に立ちながら成長発達という面からみて、「子供たちはきわめて早くから、彼らをつつむ世界についての興味を示すのであるから、国際的な諸問題については最

初の学年から教えていくべきである」としているのである。そして、国際的な感覚を学校教育の中に大いに取り入れていくことの意義として、「国際的な幅広い接触こそが、文化的に豊かな精神を作っていくもとなるのである」と結論している。スウェーデンの積極的な外交政策、あるいはいわゆる小国にかかわらずいろいろな面でのグローバルな活躍ぶり、外国人に対する処遇の面での開放性、平和に対する貢献、等々、そういったことのもとにはこの面での学校教育の存在も指摘しておくべきものと考えられる。

以上2回にわたって指導要領のあらましを報告したわけだが、学校教育にとって不可欠な指導方法等については機会を見て報告したいと思う。

## スウェーデンの老人福祉について(1)

Welfare of the Old Age in Sweden

神奈川県民生部主事 戸川 佳和

Mr. Yoshikazu Togawa Department of Welfare

Kanagawa Prefectural Government

本稿は、戸川主事が、同県の第3回海外派遣研修生として、昭和46年9月から11月まで2ヶ月間スウェーデンで老人福祉の研究調査をされた結果をまとめられたもので、神奈川県民生部編「民生部福祉時報」(昭和48年)No.15の第4章および第5章より、同主事のご好意により転載させていただいたものでありまして今回は第4章第1節に当り、今後連載させていただく予定であります。

### 1 在宅援護対策 (Open care)

#### 第1節 家庭奉仕員制度

##### 1 概 説

地域住民が日常生活上もっているニーズを満足のいくようにしてやるのは、コミュニンの義務であり、責任である。社会福祉法第6節に「コミュニンの社会福祉委員会は、誰れが援護を求めても、その援護の意味を認識し注意する義務がある。」と規定されている。こうしたコミュニンの地域福祉行政のなかで、家庭奉仕員制度は支柱となり重要な役割りを果たしている。国はこの制度の充実強化のため、人件費の35%をコミュニンに補助し、その補助金は、年々増加の一途をたどっている。この人件費には家庭奉仕員の指導監督者の人件費は含まれていない。コミュニンはボランテ

ィア組織がホームヘルプ活動をする場合に財政上の援助をするが、この場合にも国から補助金を受けることができる。また、ホームヘルパーの派遣を受けている者に税金と家賃を控除した所得が月額600クローネ以上あれば、報酬を支払わなければならない。支払額は所得が高い程高くなっており、例えばマルマーで訪問したカーリン=マーチャム氏(Karin Marcham 77歳 外国航路の元船長、1人暮らし老人)は、月額3,000クローネの年金があるため1時間当たり3クローネ4オーレ

第 6 表

家庭奉仕員制度に対する国の補助金

年度	1964	1965	1966	1967	1968	1969
金額	23	56	77	97	123	159

(1 クローネ= 100 オール) を老人家庭奉仕員に支払っている。国民年金制度の老齢年金だけで生活している者は無料である。マルメ市に住むカール=グスタフ=ヨハンソン氏 (Karl Gustav Johanson) は、水泳中水に飛込んだとき首と後頭部に障害を受け、上肢と下半身が麻痺して身体障害者となったが、独身生活をしており朝と夕方にシティ・ナース (city-nurse 巡回看護婦) のまた昼は家庭奉仕員の訪問を受けている。彼の収入は勿論早期退職年金月額560 クローネだけであ

第 7 表  
ホームヘルパーへの支払額表

所得 (単位 SKr)	支払額
600 未満	0
600~800 未満	1 Skr
800~900 //	1 Skr 20öre
900~1000 //	1 Skr 40 öre

る。従って、彼は家庭奉仕員、シティ・ナースのサービスを無料で受けている。

## 2 家庭奉仕員の種類

スウェーデンの家庭奉仕員 (hemvårdarinna (瑞) homehelper (英) には、児童家庭ホームヘルパー (hemvårdarinna för barnfamilier (瑞) homehelper to families with children (英) 児童ホームヘルパー (barntillsyn (瑞) , child ward (英)) 及び老人 (身体障害者) 家庭奉仕員 (hemsamarita (瑞) , homehelper to old people and handicapped persons (英)) の3種類がある。

### (1) 児童家庭ホームヘルパー

#### ア 業務内容

このホームヘルパーは、母親が病気、出産などのため入院を必要とする場合、母親の代役をつとめる。また、母親が過労で休養を必要とする場合も派遣される。このサービスを受けている家庭の約1%は、身体障害児をもつ家庭である。派遣を受ける期間は短い、繰返し派遣してもらうことができる。

#### イ 研修

このホームヘルパーに対する研修には2種類ある。Aコースは、理論18週、実修5ヶ月である。このコースに入るには予め、児童の

いる家庭で半年の実践を踏み、家事について18週履修する必要がある。また、年齢は18歳以上でなければならない。

Bコースは18週の理論研修である。このコースに入るには5年間家事と児童の養育について実践を踏まなければならない。

さらに補修科としての研修を受けることもできる。この期間は2週間で、毎年約400人のホームヘルパーが参加している。

#### ウ 給与等

このホームヘルパーは、約3,500人いるがそのうち3,000人以上が地方自治体職員協会のメンバーである。

給与は月額1,700クローネ (約119,000円) から2,100クローネ (147,000円) で、地域、サービス期間等により異なる。特に時間によっては割増金を支払われる。

### (2) 児童ホームヘルパー

#### ア 業務内容

わが国の家庭保育福祉員制度に類似した制度である。一般に片親だけの場合、または両親がいても両親共稼ぎの場合、親が職場にいる間児童の世話をする。このホームヘルパーの派遣を受ける理由として最も多いのは、児童が病気のため児童を保育所又は保育家庭 (family day nursery スウェーデンでは保育所不足のため一般家庭で児童を預かる制度がある。) に連れて行けない場合である。

#### イ 研修

90時間の研修を受ける。十分な研修を受けているのは、全ホームヘルパーの $\frac{1}{3}$ だけである (この研修は、コミュニケーションによっては義務制でないところもある)。研修科目には児童の発達と介護、心理学、社会学等がある。

#### ウ 給与

老人 (身体障害者) 家庭奉仕員と同額の時間給 (次の「老人 (身体障害者) ホームヘルパー」の項参照)

### (3) 老人 (身体障害者) ホームヘルパー

#### ア 業務内容

老人と身体障害者のホームヘルプ事業については同一部門で処理され、同一のリーダーの指導監督を受ける。彼等はサマリタン (サマリヤ人を意味する) と称されており、買物洗濯、掃除その他の一般的家事を行なっている。

## イ 研 修

サマリタンの資格要件は特に規定されておらず、健全な判断力さえあればよい。研修としては160時間のコースがあるが、義務ではなくわずかに老人家庭奉仕員の~~ま~~が研修を受けているだけである。

## ウ 給 与 等

サマリタンはフル・タイム (full time) かパート・タイムで働いており、その総数は全国で約50,000人。そのうち男子は350人である。彼等の給与は、固定給ではなくて1時間9クローネ15オーレから9クローネ75オーレ。時間給に幅があるのは地域差があるからであり、週当り最少稼働時間は一般に19時間。従って週給最低165クローネとなる。時間によっては勿論割増金が支払われる。

## 3 家庭奉仕員の指導者

1965年、社会庁はコミュニンに対して、社会福祉、家事及び児童の世話に関する問題を処理する能力を有し、かつ適切な判断力と指導者としての資格を備えている者を指導者として雇用するよう勧告した。指導者の資格を決定するのはコミュニンである。1人の指導者が平均して何人のホームヘルパーを管理しているかを把握するのは困難である。ストックホルムでは約120人から150人程度と考えられている。指導者は最近まで特別な指導者研修を受けたことはなかったが、現在は1,600人のうち約10%が140時間の特別研修を受けている。指導者研修を受けることができる者は以前にホームヘルパーとしての研修を受けたか、またはホームヘルパーの経験がある者である。この研修は心理学、社会政策、社会法等に関する理論を中心としているが、食事の配達、足の治療、洗髪、入浴サービス等の実務が次第に導入されつつある。

## 4 独り暮らし老人及び身体障害者の訪問

イエテボリー及びマルメでサマリタンの介護を受けている独り暮らし老人及び身体障害者を訪問したが、そのときの概況を述べよう。コミュニンの在宅対策は、コミュニンを数地区に分けて実施しており、それぞれの地区ごとにサマリタンの指導者を置いて地区単位にサマリタンを指導監督している。訪問にあたっては、イエテボリーではサ

マリタンの指導者パークナー (Parkner) さんに、またマルメでは巡回看護婦 (city nurse) をしているパルムグレンさんに案内してもらった。パークナーさんの夫は、スカンジナビア航空 (SAS) のスウェーデン西部支社長をしており、パルムグレンさんの夫は建築会社の部長ということで、両者ともに社会的には相当の地位にある人であるが、スウェーデンでは一般に社会的地位が高い人の夫人が社会福祉事業に従事している場合が多い。

### (1) イエテボリーの訪問例

案内者のパークナーさんは、以前東京に5年ほど住んだことがあり、日本にも理解がある人だった。スウェーデンは、土曜と日曜が休日であるが、職務上休日に出勤することもあると聞いていた。以下サマリタンの介護を受けている3人の老人及び身体障害者について述べる。

#### ア Aさんの例

80歳の女性で足に障害があるため、車いすを使用していた。彼女の家はアパートの3階にあり、部屋は2室。食事はコミュニンの食事配達車で配達され、掃除、洗濯、買物等の日常の家事はサマリタンが行なう。食事代は年金から支払っている。

#### イ Bさんの例

72歳のドイツ系スウェーデン人 (女性)。アパートの3階で部屋は2室。部屋のなかには、子ども達の写真が飾ってあった。子どもたちはすでに独立した生活をしており、時々遊びにくると聞いていた。この部屋で長年生活しており、今後も住み慣れた部屋で生活したいらしく老人ホーム入所を嫌がっていた。この人のように老人ホームを嫌がる人はスウェーデンでは珍しい。

#### ウ Cさんの例

54歳の男子。頭部障害のため、上肢の動作がスムーズにできない。配達される食事は冷凍された状態なので固く、暖めてやわらかくして食べなければならないが、手は簡単な動作しかできないためサマリタンが食事の世話をしている。身寄りが全くないので、サマリタンの訪問が唯一の楽しみだという。

### (2) マルメの訪問例

案内者のパルムグレンさんはマルメの巡回看護婦 (city nurse) で、独り暮らしの老人及び身体障害者を訪問して衛生上の問題を処理して

いる。以下マルメで訪問した2人について述べる。

ア カール・グスタフ・ヨハンソン氏 (Karl Gustav Johansson) の例

40歳ぐらいの身体障害者(男子)。若い頃水泳中水に飛び込んだとき、首及び後頭部に障害を生じ、それが原因で上肢及び下肢が麻痺したという。歩行は勿論不可能で、起居もできないし、身の廻りの世話には他人の介助を必要とする。できる動作は腕を動かすような簡単な動作だけである。指も動かないので腕の動作が生活上極めて重要となる。彼の家はアパートの1階で身体障害者向け住宅として設計されており、車いすで自由に戸外に出られる。訪問したとき玄関のベルを押すと自動ドアが開いたが、これはベルを押すと自動的にドアが開くのではなく、彼がベルの音を聞いて車いすに取り付けてある電気装置のスイッチを押したからである。電気装置はまことに便利にできていて、スイッチを動かせば(腕の動作で動く)テレビ、ラジオ及び電話をかけることもできる。2DKの家で部屋の大きさは2部屋とも33㎡ぐらいの広さ。部屋は明るく清潔で暗い感じは少しもない。この

ように住居は立派であるが家賃は無料。彼の収入は身体障害者年金月額560クローネだけである。朝夕に巡回看護婦が訪問し、起床及び就寝について介助している。昼はサマリタンが訪問し、日常の家事を行なっている。

イ カリン・マーチャム (Karin Marcham) 氏の例

77歳の元商船の船長。年金受給者の住宅に住んでいる。彼は月額3,000クローネの高額年金受給者なので、年金から税金約1,000クローネ、家賃500クローネ、サマリタンに1時間3クローネ4オーレを支払っている。

## 5 家庭奉仕員制度の拡大

児童家庭ホームヘルパーに対する需要は毎年横ばいの状態であるが、児童ホームヘルパーとサマリタンに対する需要は増大する傾向にある。第8表はサマリタンの増加する様子を時系列にとらえたものである。すなわち、1966年約29,000人だったものが、1970年には約58,000人となり、5年間で約2倍に増えている。また、サマリタンに対する需要の増大は第9表によっても知ることができる。

前述したように70歳代では老人ホームに入れな

第 8 表

老人と身体障害者のために雇用された家庭奉仕員(1月のある1週間の数値) 単位人

年	1966	1967	1968	1969	1970
サマリタン	28,648	34,503	42,451	50,512	58,238
サマリタン以外のホームヘルパー*	1,257	1,158	1,222	1,200	1,358

\*彼等は主として児童家庭ホームヘルパーであり、同一日に老人(又は身体障害者)と児童家庭へのホームヘルプ・サービスを行なうことができる。

第 9 表

介護を受けた老人と身体障害者 単位人

年	1965	1966	1967	1968	1969
総数	143,873	157,620	183,883	211,289	230,557
(内訳) サマリタンによる者	115,649	129,821	155,960	183,249	(未報告)
サマリタン以外のホームヘルパー*による者	28,224	27,799	27,923	28,040	(未報告)

\*: 第8表の\*と同じ

いほど老人ホームへの入所希望者が多く、こうした事情を反映して老人ホーム建設の需要が極めて強いが、老人ホームの建設には多額の予算を必要とするので、コミュニは老人を住み慣れた住居にできるだけ長く留めておいて、家庭奉仕員及び巡回看護婦の派遣その他の在宅行政サービスの強化を図ろうとしている。かかる政策と高齢者の増加により大都市においてはサマリタンの充足は困難となっている。ホームヘルパーの大多数は婦人である。工業地帯でないところでは、ホームヘルパーは婦人にとって格好の職業であるが、大都市においては職業の種類が多く、またホームヘルプという仕事が婦人にとって必ずしも魅力ある仕事とはいえないということもあって、ホームヘルパーになる者が少ない。過疎地帯においても若年層や中年層が工業地帯に移住するため婦人労働力が減少し、大都市同様ホームヘルパーが不足している。しかも、こうした過疎地帯では老人の住居相互間の距離が離れているので、ホームヘルパーを効率的に活用し難い状況にある。

### 小野寺百合子氏訳書および論文

Translated Book and Papers by Mrs.  
Yuriko Onodera

- 「スウェーデンにおける老人福祉政策  
—E、ミシャネックによる見解—」  
「社会福祉研究」1972年第10号  
鉄道弘済会 47年2月
- 「スウェーデンのホームヘルパー制度」  
「季刊 社会保障研究」Vol. 7, No 4  
社会保障研究所 47年4月
- 「エーミールと60びきのざりがに」  
アスリッド・リンドグレン著  
小野寺百合子訳  
講談社 47年4月
- 「ルシア祭」  
「暮らしの設計」12月号  
中央公論社 47年11月

### スウェーデン短信 Brief Notes on Sweden

#### スウェーデン産業の当今の生産計画は、 継続的だが穏かな成長を見こんでいる

Swedish Industry's Current Production  
Plans Forsee Continued but Moderated  
Growth

スウェーデン経済調査研究所が最近の「指標 (barometer)」報告のなかで語るところによると、1973年度前半のスウェーデン産業の生産計画は1972年度後半と比較して、新規注文と生産額双方において継続的だが穏かな成長を見こんでいるという。

より明確な増加が予想される部門は、紙、パルプ、鉄鋼、金属、化学、ゴム、プラスチック各業であると同報告は語っている。製造業中最も比重の重い機械工業部門は僅かの増加が見込まれている。一方、住宅・建設関連部門は引き続き減少するであろうという。

また同報告書で、生産が緩かに上昇してもブルーカラー労働者の雇用増加を喚起しないし、一方産業のホワイトカラー労働者の削減は継続、すくなくとも当年度半ばまでは継続するであろうという。

1973年前半の予想は、加速的な新規注文流入生産増加を示した1972年後半の著しい産業活動回復

に追従するものである。しかし、1972年の生産上昇のほとんどは、生産能力の利用の著しい上昇を伴わずに達成されたという。

#### スウェーデンの消費協同組合が小冊子で 発表された

Sweden's co-op union presented in brochure

スウェーデンでは約166万世帯、全世帯の半分が今やスウェーデン消費協同組合 (the Swedish Coop Union) のメンバーである、と英語で発行された『スウェーデンの消費協同組合グループ KF/Konsum への案内 (An Introduction to the Swedish Coop Group KF/Konsum)』という21頁のパンフレットの中で述べている。

1971年度は、このグループのスウェーデンの小売市場に占める割合は約20%であり、総売上高は67億7,440万クローネ (13億4,900万ドル) であった。その小売店舗は、170のデパートメント・ストア、188の大規模スーパーマーケット、2,300の小規模セルフサービス店を含んでいる。

ふんだんに説明の加わっているこの小冊子には、消費協同組合運動の起源、発展の説明、Co-op Union の組織の説明がなされている。

この小冊子で取扱われているKF活動の他の側面として、資源、情報・教育活動、財政、国際協力、発展途上国における消費協同組合運動への援助が含まれている。